



陸達第六十三號

内地(甲)

現役將校ノ取扱ニ關シ左ノ通定ム

昭和二十年九月十六日

陸軍大臣 下 村 定

昭和二十年陸機密第三六九號帝國陸軍復員要領細則第七條第一號ニ據ル現役將校中大尉以下ノ者ニシテ軍需品ノ保管、引渡、爾後豫想スル諸調査、殘務整理、聯隊區司令部、留守業務部ノ強化等ノ要員以外ノ者ノ取扱ハ現所管長官並ニ之ト同等以上ノ權ヲ有スル長官ニ於テ左記ニ據リ處理スルモノトス

左記

- 一、豫備役編入希望者ハ願(願書様式別紙ノ如シ)ニ依リ豫備役ニ編入スルモノトス
- 二、前號以外ノ者ニシテ特別ノ事情ニヨリ豫備役ニ編入セラレタル者ニ在リテモ別紙願書様式ニ準ジ爾後ノ住所ヲ明ナラシムル如ク徹底セシムルモノトス

陸軍

別紙

- 一 本願書ハ昭和二十年八月十五日現在ノ各部隊所在地(官衙、學校ニ在リテハ本部所在地、憲兵ニ在リテハ憲兵司令部)ヲ基礎トシ該所在地ヲ管轄セル軍管區司令部ニ順序ヲ經テ一通ヲ又別ニ本人ノ本籍地所管聯隊區司令部ニ一通ヲ送付シ軍管區司令部及聯隊區司令部ハ別ニ示ス時期迄之ヲ保存スルモノトス
- 前項書類ハ部隊別「イロハ」順ニ之ヲ綴リ置モノトス
- 二 現住所變更ノ際ハ其ノ都度本人ヨリ直接軍管區司令部及聯隊區司令部ニ届出ルモノトス

豫備役編入願書

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

所屬部隊名

官

氏

名 印

殿

何某儀

今般豫備役編入ヲ命セラレ度及願出候也

(裏面ニ略歴ヲ附スルモノトス)

調製上ノ注意

- 1 用紙ハ適宜ノモノヲ使用スルモノトス
- 2 現住所ハ豫備役編入後ノ住所ヲ記入スルモノトス
- 3 所屬部隊名ハ昭和二十年八月十五日現在ニ於ケルモノヲ記入スルモノトス